

議事録

審議会等名	つくばみらい市特別職報酬等審議会
開催日	令和5年7月14日（金曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎3階 大会議室
出席者	出席委員 秋田委員、間根山（清）委員、高木委員、根本委員、 間根山（知）委員 欠席委員 山野井委員、飯塚委員 事務局 古谷総務部長、杉田総務課長、坂本総務課長補佐、 沖田総務課主査、鈴木総務課主幹 大澤みらいこども課長、坂本学校総務課主査
議案	・費用弁償のあるつくばみらい市非常勤特別職の報酬及び費用弁償 について
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午後2時～ ・総務部長あいさつ ・委員の辞職及び委嘱について ・会長あいさつ ・審議 <p>事務局は、審議会に提出した関係資料について、詳細に説明を行った。</p> <p>【質疑等】</p> <p>会長 昨年12月に審議会を開催し、今年度、継続審議ということで審議をします。本日の審議会では、報酬の支払方法について審議いただきたいと思います。具体的な報酬額については、次回以降改めて審議していきたいと思います。</p> <p>そのような進め方でよろしいか。</p> <p>一同 異議なし。</p> <p>委員 クラス加算についてですが、8人のクラスもあれば40人のクラスもある。単純に5倍の違いがある中で、一律のクラス加算、同額というのはどうかと思う。昔は同一規模の学校が多かったと思うが、現状は違ってきている。</p> <p>委員 クラス加算、児童加算、つくばみらい市以外の地域はどうしているのか。児童生徒数は毎年変わってくる。地域によっても変わってくる。</p>

	<p>事務局 資料5にあるとおり、支払いパターン7まであり、パターン4までは、クラス加算又は児童加算があるパターンとなっており、16自治体が何らかの加算を行っています。それ以外の自治体については、加算を行っていません。資料にあるように各自治体によって支払方法は様々であり、各自治体の状況により決定しているのではないかと思います。</p> <p>委員 クラス加算、児童加算、費用弁償もない自治体もある。両方ない場合はどうなるのか。</p> <p>事務局 年額報酬だけになります。そうなった場合、医師の割振がどうなるのか、一人の医師が複数の学校を担当する場合があります、その割振は行政側で行っておらず、学校医については、当市から医師会へ依頼させていただき、医師会の方で各学校の割振を行っている状況です。年額報酬だけにした場合、これまでの報酬額が大きく変動してしまう可能性はあります。当市の現状のクラス加算、費用弁償の支払方法を考えると年額報酬だけにするというのは課題があると思います。</p> <p>委員 かえって複雑になる可能性がありますね。市内各学校の児童生徒数の増減の状況はどうか。</p> <p>事務局 児童生徒数については、みらい平地区については増加傾向、既存地区は横ばい、または減少となるのではないのでしょうか。</p> <p>委員 児童生徒数で加算した方が正確ではないか。1人増えたり、減ったりとあると思うが、その点はどうするのか。</p> <p>事務局 年度途中の転入、転出はあろうかと思いますが、そこはある時期での児童生徒数を基に計算することになると思います。仮に4月1日時点または5月1日時点の児童生徒数が出れば、その児童数に対して加算すればよいと考えます。</p> <p>委員 そうなると児童生徒数の方が正確だと思う。</p> <p>会長 この加算については、クラス加算ではなく児童加算ということではよろしいか。</p> <p>一同 異議なし。</p> <p>会長 次に費用弁償についてですが、当市で20,000円となっており、これまでの審議会でも高額ではないかと指摘を受けている。費用弁償がない自治体もあれば、2,000円程度の自治体もある。この費用弁償に定義はあるのか。</p>
--	--

	<p>事務局 費用弁償については、交通費という部分があります。公共交通機関の電車代やガソリン代などの部分に対して支払うものとなります。そのような点を踏まえ、これまでの審議会の中でもご指摘をいただいているところです。</p> <p>委員 交通費ということがはっきりしているのであれば、医師のお住いの場所にもよるかと思うが、その分を支払えばすっきりするのではないか。交通費といいましても、皆さん、車で来ることになろうかと思うので、一律、ガソリン代と合うくらいの5,000円とか決めていった方がすっきりすると思う。</p> <p>委員 交通費の他に、行くという行為に対しての準備もあると思う。金額は少なくてもいいと思う。</p> <p>委員 費用弁償という言葉自体が分かりにくい。交通費なら交通費とした方が分かりやすい。報酬額プラス交通費とした方が一般的には分かりやすい。</p> <p>委員 報酬額について気になっており、これは医師1人に対してではなく、1校に対して、仮に5校担当していれば、×5でいいのか。</p> <p>事務局 1校につきとなっています。</p> <p>委員 6校担当している医師もいるが、担当する児童生徒数が少ないところもある。1校だけでも児童生徒数が多かったりと、医師によって担当する生徒数が違ったりと不公平な部分があるのではないかと考えている。費用弁償との関係で、この報酬額部分は話がそれてしまうところかもしれないが、この点が一番不公平に思っていたところ。</p> <p>委員 この年額報酬額はどのように決まったのか。</p> <p>事務局 報酬額については、合併当初からの金額となっています。合併前からの報酬額を引き続けているのが現状です。報酬額についても、加算部分、費用弁償も含めて審議いただきたい。仮に、費用弁償が低くなる、無くなるとなれば、これまでの報酬額が下がることになるので、トータルの部分を考慮しながら審議いただきたい。</p> <p>委員 費用弁償は医師の日当のようなものですよね。従事日数に応じて支給されている。この日当みたいなものが妥当なのかどうか、他の自治体でどうなっているか分かるか高いか安いかわかるような気がする。報酬額が妥当なのかどうか目安が全く分からない。もともとの基準が知りたい。</p> <p>事務局 学校医等の報酬の基準ですが、茨城県医師会に照会した</p>
--	--

	<p>ところ、基本的にそのような基準はなく、各自治体の実情により決まる部分があるので、一概にいくらとの金額はお示しいただけませんでした。各自治体により、医師、歯科医師の数にも違いがあると思います。それにより、受け持つ学校の数にも違いが出てくるものと思われる。</p> <p>委員 費用弁償は無くしてしまった方がいいと思う。中身の説明が非常に難しいと思う。無い自治体も多いので。その分をきちんと報酬に乘せるべきと思う。</p> <p>委員 医師は、つくばみらい市内から来るのですか。遠いところから来るのですか。</p> <p>事務局 市内または近隣市からの方が多いと思います。</p> <p>委員 そういう点では、費用弁償、交通費は無くしてもいいと思う。説明のつきようのないものは省いて、きちんと報酬に乘せる、すっきりした方がいいと思う。</p> <p>委員 従事日数に違いがある。費用弁償を無くすのは賛成ですが、この部分をどういう風に整理をつけたらよいか迷っている。</p> <p>委員 第三者的な見方、市民から見れば、費用弁償20,000円です。どちらから来るのですか、市内ですとなった場合、市内から来て1回20,000円というのは、今の時代ではそぐわないのではないか。</p> <p>委員 報酬額は基本額、年間の基本額。費用弁償が日当的な役目をしているのではないかと思う。</p> <p>委員 私もそれは感じており、従事日数の違いを費用弁償で帳尻合わせしていたと思う。費用弁償を無くした場合、従事日数の違いをどうするか、そこを公平にするのであれば、費用弁償はなくていいと思う。</p> <p>委員 報酬額については、今後も1校につきというところは変わらないのか。</p> <p>事務局 その点については、基本的には同じスタンスになると思います。各学校への割振は行政側ではなく、医師会へ依頼し、医師会で各学校への医師の割振をしていただいております。</p> <p>委員 平等になっているように見えない。</p> <p>委員 従事日数ですが、小張小、豊小が6クラスあって2日で済んでいる。ところが、伊奈小では12クラスあって6日、クラス数が2倍ですから4日で終わると思うが、なぜ6日になるのかと思う。クラスの人数にもよると思う</p>
--	---

	<p>が、その疑問点もある。</p> <p>事務局 その点については、従事する時間などいろいろな状況があると思います。統一されたものはないと思いますので、従事する医師と学校側で調整していると思います。一概に内科検診は3日で終わらせてくださいと依頼している訳でもありません。</p> <p>委員 費用弁償という日当的なものがその分多くなる訳ですね。医師の都合もあるかもしれないですが、見るクラスの児童生徒数によって決まるのではないかと。</p> <p>委員 そこはやはり、児童生徒数によるものと思う。</p> <p>委員 このような決め方は民間企業ではないと思う。これまでの経緯、合併などいろいろなことがあり、各市町村のやり方が全然違うので複雑になっていると思うが、なるべくすっきりした形にしてほしい。</p> <p>事務局 回数による不公平とありましたが、1日1時間10人診ても1回、3時間30人診ても1回と、1回の中身によっても違いがあると思いますが、細かい中身まで見れない部分もあります。</p> <p>質問 医師会の方で各学校の割振を決めるとあったが、児童生徒数などが公平になるよう割振することを医師会に依頼できるのか。</p> <p>事務局 委嘱する医師がバランスよく公平に割振られることが一番いいかもしれませんが、医師によっても学校医を受け入れてくる体制、状況もあろうかと思えます。1校だけの医師もいれば、複数校受けていただける医師の方もいますので、その点は各医師の状況もあろうかと思えます。そのような状況も含め、難しいと思えます。</p> <p>会長 費用弁償については、無くす方向でよろしいか。</p> <p>一同 異議なし。</p> <p>閉会 午後3時5分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 0人</p>